

★自営農業者の皆さん★
★兼業で農業をされている方★



八女市商工会が、自営の方でも入れる 国の労働災害保険 加入団体を立ち上げを予定しています！

立ち上げ背景

八女市商工会では、建設の事業や林業に携われている事業主の皆様の業務上のケガを補償する国の労働災害保険（一人親方特別加入制度）を取り扱っております。

この制度は、一定の組合構成の団体を設立させることにより、事業主の皆様を保護できる制度です。ケガをされた方にとって大きな救済となり皆様から温かい感謝の言葉を頂き、改めてこの制度の重要性を確信しております。

つきましては第3段として、農業経営者をはじめ兼業で農業に携われている事業主の皆様などを対象に国の労働災害保険を立ち上げようと考えています。

対象者《特定作業従事者》※年齢は不問

①自営農業者（労働者以外の家族従事者などを含む）であって、次の機械を使用し土地の耕作、開墾または植物の栽培、採取の作業を行う方。

・動力耕うん機その他の農業用トラクター、自動摘採機、動力カッター、自走式田植え機、自走式動力刈取機、コンバイン他自走式収穫用機械、動力草刈機、チェンソーなど

②木、竹製品、陶磁器、刃物等製造加工者など（1年間に200日以上従事、1日の就労時間4時間以上）

保険給付

①業務上ケガをした場合は、無料で治療が受けられます。

②療養のため仕事ができない日が4日以上となった場合 希望給付日額の80%休業補償されます。

③障害になった場合、第1等級から7級まで障害年金、8級から14級までは障害一時金が支給されます。

（例）第1級 313日、第7級 131日、第8級 503日分、第14級56日分

④その他、傷病補償年金、遺族補償給付、葬祭料、介護補償給付等あり

安心・充実補償

給付基礎日額

5,000円から25,000円まで（自由に選べます。）

年間保険料

希望給付日額（ ）円 × 365日 × 業種ごとの保険料率 = 保険料

（例）自営農業者の場合、給付基礎日額1日10,000円を希望の場合の年間保険料

保険料が安い

10,000 × 365日 × 1000分の3 = 10,950円

節税対策！

★さらに！！税務申告上、社会保険料控除適用！（所得税・住民税への節税対策）

お問い合わせ、お申し込みは裏面へ！

■FAX→ 0943-42-0209 八女市商工会

(ふりがな) 氏名	
事業者名	
住所	〒 -
お問合せ内容 (選択)	<input type="checkbox"/> 詳しい説明希望 <input type="checkbox"/> 労働災害保険に加入希望 <input type="checkbox"/> お問い合わせ（下記記入をお願いします。）
お問合せ内容 (自由記述)	

お申し込みは、隨時、受け付けております。
お気軽にお問い合わせください。



八女市商工会
YAME Society of Commerce and Industry

Tel: 0943-42-0153 Fax: 0943-42-0209
Email : yame@shokokai.ne.jp